

寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第10号

寒川町一般職の職員の給与に関する条例及び寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年寒川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項中「100分の11.8」を「100分の12.45」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつ

てはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第18条の3中「、第8条」を削る。

(寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「100分の11.8」を「100分の12.45」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の寒川町一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは、
「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、
同条第3項中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 寒川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、第8条、第8条の3」を「、第8条の3」に改め、同条第4項中「、第8条」を削る。

(地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年寒川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第15条第2項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改め、同条第7項中「地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する令和3年改正法附則第9条第2項」を「令和3年改正法附則第9条第6項」に改め、同条第8項中「第8条」を削る。